

「秀島由己男版画賞」への応募作品募集

☎ 社会教育課 文化係 ☎0968・34・3047

和水町で創作活動をされていた故 秀島由己男氏の町民栄誉賞受賞を記念し、「秀島由己男版画賞」を創設します。

秀島氏の作品の中には、和水町の風景や親しかった人々もモデルとして登場します。身近な素材や興味のある対象に目を向ける機会として、または自己表現の機会として、版画を創ってみませんか。

テーマや技法は問いません。ご興味のある方はぜひご応募ください。

▶募集作品：版画作品

▶募集対象：町内在住の小学生以上の人または町内に勤務されている人

▶応募方法：和水町中央公民館または和水町三加和公民館に持参
必要事項を記載した「応募用紙」と一緒に提出してください。

▶募集期間：8月3日(木)～12月18日(金)

▶受付時間：平日午前9時～午後5時

※受付時間内の持参が難しい場合は、事前にご相談ください。

▶優秀作品：専門家等による審査のうえ、優秀作品を決定します。

受賞者には、賞状及び副賞（記念品）を贈呈するほか、受賞作品は町施設や和水町文化祭等で展示をさせていただきます。

▶その他：詳しくは、和水町HPに掲載した「秀島由己男版画賞募集要項」をご確認ください。募集要項及び応募用紙は町公民館にも設置しています。



《美しき野生》1987年



町HP

「さくらねこ」活動 知っていますか？

☎ 住民環境課 生活環境係 ☎0968・86・5727

最近、ノラ猫（飼い主のいない猫）に関する様々な相談が多く寄せられています。無責任なエサやりによる急増が原因となることが多く、フン尿やいたずらによる周辺環境の悪化に困っている人と、猫のお世話をしたい人との間で、近隣トラブルが深刻化するケースが見られます。

また、「猫を捕獲し別の場所に遺棄する行為」は法律で禁止されているため、対応に苦慮されている声も少なくありません。

このようなノラ猫問題を解決する手段として、注目されているのが「さくらねこ」活動です。これは、ノラ猫を一時的に捕獲して不妊去勢手術を行い、手術済みの目印として耳の先端をサクラの花びらの形にカットして、元の場所に戻す活動です。

この活動目的での一時的な捕獲は違法ではなく、手術を施すことで、猫の爆発的な増加を防ぎ、発情期の鳴き声、フン尿被害の軽減にもつながります。

活動に興味がありましたら、住民環境課までご連絡ください。



【犬猫等の相談専用窓口が設置されました】

熊本県動物愛護センター内には、県内の犬猫等に関する相談専用窓口が設置されています。お困りごとやご相談がありましたら、お気軽にご活用ください。

▶開設時間：平日 午前9時から午後4時まで

▶専用ダイヤル：熊本県犬猫等相談ダイヤル ☎0964・27・8115

▶相談例：「ペットの犬猫がいなくなった」「ノラ猫に困っている」「ノラ犬を保護した」「飼い犬が人を咬んだ」など

春富財産区の現状と今後について

現状と課題

春富地区では春富小学校の建設を目的に杉やヒノキを植林していました。昭和30年、三加和村に合併する際、春富村が所有する山林を三加和村へ引き継ぐのではなく、引き続き春富地区で管理して学校建築に活用したいという地区の意向から「春富財産区」という団体が設立されました。

緑村と神尾村は合併と同時に三加和村へ寄附されたため財産区はなく、和水町にある財産区は春富財産区のみです。

近年、春富財産区の預金残高は右肩下がり減少しており、数年後には枯渇することが見え始めています。これまで活用目的として掲げていた春富小学校は既に廃校となり、今後の活用も見いだせない状況で、加えて地域住民の財産区に対する意識の希薄化や高齢化と人口減少に伴う管理委員のなり手不足も課題となっています。

Q 財産区とは何ですか？

A 町の一部で、町内にある財産や公の施設の管理・処分をするために設置された「特別地方公共団体」です。かつての村などが持っていた共同の山林やため池などを市町村合併後も引き続き管理する地域の共有財産の団体と言えます。

Q 春富財産区の資産は現在どれくらいあるの？

A ○不動産 ①土地(山林)：203,260㎡（19筆）【上和仁(矢部・水源)、西吉地(高塚・塩井谷)】
②立木(杉、桧) ※山林は全て保安林です。
○普通預金 671,699円(令和7年度末残高) ※毎年15万円程度の支出があります。

Q 春富財産区の森林の管理はどうしているの？

A 春富地区内で選出された管理委員（7名）で除草作業を行っています。

また、昨年度から間伐による森林整備も実施しています。

【春富財産区の今後について】

現状と課題を踏まえ、春富財産区管理会では所有資産を全て町へ寄附し、今後の森林管理を町へ移管（財産区を解散）したいと考えています。

財産区有林の今後の管理に向けてご理解くださいますようお願いいたします。

※春富財産区（特別地方公共団体）の山林であるため、町が受け入れることができます。個人の山林等の寄附は受け入れることはできませんので、ご了承ください。



お問い合わせ 地域振興課地域振興係 ☎0968-34-3111